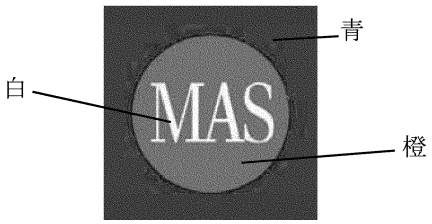
○経済産業省告示第百九十九号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一



一般の金属及び合金。

データ処理装置、自動銀行業務のための第９類に属する自動及びセルフサービス式の銀行業務の装置と機械、エンコード化された銀行カード、磁気データ記憶媒体を組み込んだ銀行カード、引き出し及び支払い目的で銀行で使用するための第９類に属する銀行業務装置、銀行用カード（エンコード化又は磁気化されたもの）、クレジットカード用カードリーダー、クレジットカードでの販売時に使用するコンピュータ端末、コンピュータのハードウェア及びソフトウェア、クレジットカード処理端末、クレジットカード・デビットカード及びチャージ式カードであって、エンコード化又は磁気化された全てのもの、エンコード化されたカード、チャージ式カード・銀行用カード・クレジットカード・デビットカード・決済用カードの認証用の電子照合装置、資金の電子送金に関して使用される及び一般的な金融取引のためのエンコード化された又は磁気化されたカード、紙幣・硬貨の計数用及び選別用の機械、銀行取引機械、金融取引の自動実行装置、電子銀行取引装置、通信機器、前記の全ての商品の部品及び附属品。

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品であって、他の類に属しないもの、未加工又は箔状の金、貴金属製インゴット。

紙、厚紙及びこれらを材料とする製品であって、他の類に属しないもの、印刷物、出版物、教材（器具を除く。）、プラスチック製包装用品（他の類に属するものを除く。）であって、保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。

広告、事業の管理、事業の運営、事務処理、会計監査、経理事務の代行、統計の編集。経済予測、広告であって保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。保険、財政業務、金融業務、不動産業務。

電気通信及び電子通信サービスであって、この類に属するもの、電子掲示板による通信、電子計算機端末による通信ネットワークへの接続の提供、コンピュータを利用したメッセージ及び映像による通信であって保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。

教育、訓練の提供、会議の手配及び運営、セミナーの手配及び運営及び研修会の手配及び管理、書籍やテキストの制作、オンラインによる図書の供覧であって保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。

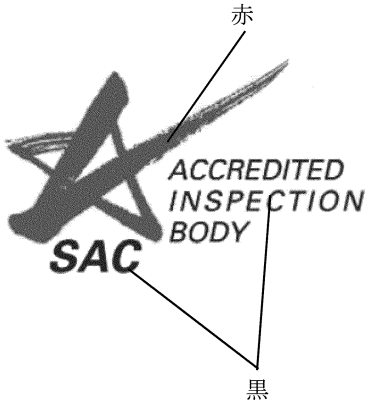
受託による研究開発であって、保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。

二



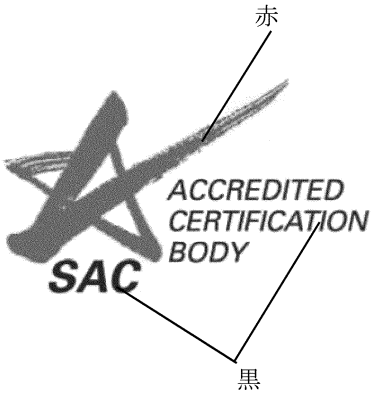
飲料、冷凍食品、調味料及び香辛料、ソース、スナック類、加工食品、食用油に関する食品加工・調製若しくは包装技術の品質・安全性又は規格の証明。

三



適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。

四



適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。